

第2章 位置、構造及び設備の技術上の基準

第12節 販売取扱所

第1	位置
----	----

根拠条文 危政令

- 危政令第18条第1項第1号

第1種販売取扱所は、建築物の1階に設置すること。

留意事項

- 第1種販売取扱所の店舗部分の位置は、当該取扱所の存する敷地のうち、道路等に面している場所を選び、奥まった場所を避けること。(指導)

参照

- 「第1種販売取扱所の定義」－第1章「第2危険物施設の区分」

図1-1 第1種販売取扱所の例

第2	標識及び掲示板
----	---------

根拠条文 危政令

○ 危政令第18条第1項第2号

第1種販売取扱所には、総務省令で定めるところにより、見やすい箇所に第1種販売取扱所である旨を表示した標識【危規則第17条】及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板【危規則第18条】を設けること。

参照

○ 「標識及び掲示板の基準」－別記5「標識・掲示板」

第3	壁の構造
----	------

根拠条文 危政令

○ 危政令第18条第1項第3号

建築物の第1種販売取扱所の用に供する部分は、壁を準耐火構造（建築基準法第2条第7号の2の準耐火構造をいい、耐火構造以外のものにあつては、不燃材料で作られたものに限る。）とすること。ただし、第1種販売取扱所の用に供する部分とその他の部分との隔壁は、耐火構造としなければならない。

留意事項

- 隔壁に出入口を設ける場合は、幅1m以下の自動閉鎖の特定防火設備とし、その数は1を超えてはならないこと。**(*)**
- 他用途部分との隔壁には、必要最小限の監視用の窓（30cm×40cm程度、はめごろしの網入ガラスとし、温度ヒューズ付特定防火設備を設けたもの）を設けることができる。**(昭和51年7月12日消防危第23-3号「第2種販売取扱所における監視のためのはめ殺し窓の設置について」準用)**
- 建築物の第1種販売取扱所の用に供する部分に柱を設ける場合は、当該柱の構造を壁の構造に準じたものとする**(指導)**
- 販売取扱所に雨除け又は日除けを設ける場合、支柱及び枠等は不燃材料とし、覆いは難燃性以上の防火性能を有するものとする**(指導)**

参照

- 「不燃材料」「耐火構造」「準耐火構造」一別記4「不燃材料、耐火構造及び準耐火構造」

第4	はり及び天井の構造
----	-----------

根拠条文 危政令

○ 危政令第18条第1項第4号

建築物の第1種販売取扱所の用に供する部分は、はりを不燃材料で造るとともに、天井を設ける場合にあっては、これを不燃材料で造ること。

留意事項

○ はり及び天井は、耐火構造や準耐火構造とすることができるが、いずれにおいても使用材のすべてが不燃材料でなければならない。(*)

参照

○ 「不燃材料」「耐火構造」「準耐火構造」—別記4「不燃材料、耐火構造及び準耐火構造」

第5	屋根等の構造
----	--------

根拠条文 危政令

○ 危政令第18条第1項第5号

建築物の第1種販売取扱所の用に供する部分は、上階がある場合にあつては上階の床を耐火構造とし、上階のない場合にあつては屋根を耐火構造とし、又は不燃材料で造ること。

※ 第1種販売取扱所の用に供する部分の直上に上階がある場合にあつては、事故発生時の被害の拡大を防止する目的から上階の床を耐火構造としなければならないこととされている。

参照

○ 「不燃材料」「耐火構造」「準耐火構造」—別記4「不燃材料、耐火構造及び準耐火構造」

第 6	窓、出入口
-----	-------

根拠条文 危政令

○ 危政令第 18 条第 1 項第 6 号

建築物の第 1 種販売取扱所の用に供する部分の窓及び出入口には、防火設備を設けること。

参考

○ 「防火設備」－第 1 節「製造所－第 7 窓、出入口」

第7	網入ガラス
----	-------

根拠条文 危政令

- 危政令第18条第1項第7号

建築物の第1種販売取扱所の用に供する部分の窓又は出入口にガラスを用いる場合は網入ガラスとすること。

留意事項

- 窓及び出入口のガラスは、たとえその外部に防火戸を設けた場合でも、網入ガラスとしなければならない。(*)

参照

- 「網入ガラス」－第1節「製造所-第8 網入ガラス」

第8	電気設備
----	------

根拠条文 危政令

○ 危政令第18条第1項第8号

建築物の第1種販売取扱所の用に供する部分の電気設備は、危政令第9条第1項第17号に掲げる製造所の電気設備の例によるものであること。

留意事項

- 販売取扱所は、危険物を容器入りのまま取り扱うことが前提であるので、店舗部分には可燃性蒸気の滞留するおそれはないが、配合室内はそのおそれがあるものと考えなければならない。したがって、引火点が40℃未満の危険物を取り扱う場合又は引火点が40℃以上の危険物であっても、その可燃性液体を当該引火点以上の状態で取り扱う場合、また、可燃性微粉（危険物、非危険物を問わない）が滞留するおそれのある配合室内の電気設備については、防爆構造とすること。（*）

参照

- 「製造所の電気設備の例」－第1節「製造所-第16 電気設備」

第9	配合室
----	-----

根拠条文 危政令

○ 危政令第18条第1項第9号

危険物を配合する室は、次によること。

イ 床面積は、6 m²以上10 m²以下であること。

ロ 壁で区画すること。

ハ 床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、貯留設備を設けること。

ニ 出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。

ホ 出入口のしきいの高さは、床面から0.1m以上とすること。

ヘ 内部に滞留した可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋根上に排出する設備を設けること。

※ 塗料類等の危険物を取り扱う第1種販売取扱所にあつては、購入者の要求に応じ塗料類等の配合・調合を行うための配合室が設けられることがあるが、この配合室においては、危険物を開放状態で取り扱うこととなることから、その構造及び設備について厳しく規制されている。

参照

○ 「危険物が浸透しない構造」、「適当な傾斜」、「貯留設備の構造」－第1節「製造所－第9床の構造」

○ 「特定防火設備」－第1節「製造所－第7窓、出入口」

○ 「排出設備」－第1節「製造所第10採光、照明、換気設備及び排出設備」

図9-1 配合室の設置例

第 10	第 2 種販売取扱所
------	------------

根拠条文 危政令

○ 危政令第 18 条第 2 項

第 2 種販売取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、前項第 1 号、第 2 号及び第 7 号から第 9 号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。

留意事項

○ 危政令第 18 条第 1 項の規定の例によるものは下表のとおりである。

適用規定	規定の内容
第 1 号	位置
第 2 号	標識・掲示板
第 7 号	出入口に用いる網入りガラス
第 8 号	電気設備
第 9 号	配合室

参照

○ 「第 2 種販売取扱所の定義」－第 1 章「第 2 危険物施設の区分」

第11	壁等の構造
-----	-------

根拠条文 危政令

○ 危政令第18条第2項第1号

建築物の第2種販売取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とするとともに、天井を設ける場合にあっては、これを不燃材料で造ること。

※ 第1種販売取扱所と異なる点として天井以外を耐火構造とすることとされている。

参照

○ 「耐火構造」、「不燃材料」一別記4「不燃材料、耐火構造及び準耐火構造」

第12	上階の床の構造等
-----	----------

根拠条文 危政令

○ 危政令第18条第2項第2号

建築物の第2種販売取扱所の用に供する部分は、上階がある場合にあっては上階の床を耐火構造とするとともに、上階への延焼を防止するための措置を講ずることとし、上階のない場合にあっては、屋根を耐火構造とすること。

※ 第2種販売取扱所の用に供する部分の直上に上階がある場合にあっては、上階の床を耐火構造とするとともに上階への延焼を防止するための措置を講ずることとされている。上階がない場合にあっては、屋根を耐火構造とすることとされている。これは、第2種販売取扱所が、住居等が併設された建築物の一部に設置されることが多いことにかんがみ、火災時において住居等の他の用途部分へ被害が及ぶのを防止する目的で、特に危険物の取扱量が多い第2種販売取扱所に対して義務付けられている要件である。

留意事項

- 「上階への延焼を防止するための措置」としては、次のような方法がある。
- 1 上階との間に延焼防止上有効な耐火構造のひさしを設けること。なお、ひさしの突き出し長さを0.9m以上とすること。(昭和46年7月27日消防予第106号「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について」第6の3(1))
 - 2 庇を設けることが出来ない場合、上階の外壁が耐火構造又は防火構造であり、かつ、第2種販売取扱所の開口部に面する側の直上階の開口部に、はめ殺しの防火設備を設けること。(昭和48年8月2日消防予第121号「販売取扱所の上階への延焼を防止するための措置について」)

参照

- 「耐火構造」一別記4「不燃材料、耐火構造及び準耐火構造」

図 12-1 上階への延焼を防止するための措置例 1

図 12-1 上階への延焼を防止するための措置例 2

第13	窓の構造
-----	------

根拠条文 危政令

○ 危政令第18条第2項第3号

建築物の第2種販売取扱所の用に供する部分には、当該部分のうち延焼のおそれのない部分に限り、窓を設けることができるものとし、当該窓には防火設備を設けること。

※ 第2種販売取扱所における窓は、火災時等において延焼拡大の経路となる可能性があることにかんがみ、延焼のおそれのない部分に限り設けることができることとされ、窓には、防火設備を設けることとされている。

留意事項

○ 「延焼のおそれのない部分」とは、別記6「延焼のおそれのある外壁」の1「延焼のおそれのある外壁」以外の部分とする。ただし、当該取扱所の両側に近接する建築物との間隔が0.9m未満である取扱所の部分は、延焼のおそれのある部分として取り扱うこと。(昭和46年7月27日消防予第106号「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について」第6.3.(2))

図13-1 「延焼のおそれのある壁又はその部分」及び「延焼のおそれのない部分」の例

参照

○ 「防火設備」－第1節「製造所－第7窓、出入口」

第14	出入口の構造
-----	--------

根拠条文 危政令

○ 危政令第18条第2項第4号

建築物の第2種販売取扱所の用に供する部分の出入口には、防火設備を設けること。ただし、当該部分のうち延焼のおそれのある壁又はその部分に設けられる出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けなければならない。

留意事項

- 販売取扱所の正面出入口に向って、左右いずれかの片側に、当該取扱所の住宅部分が接してある場合、当該取扱所の正面出入口に、危険物の規制に関する危政令第18条第2項第4号のただし書の規定により、延焼のおそれのある部分(隣接住宅部分から0.9m以内の部分)の出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けなければならないと解するが、この場合住宅部分との間に延焼防止上有効な耐火構造のそで壁を設け、外壁面からその突出しの長さが0.9m以上とすれば、ただし書規定の「延焼のおそれのある壁又はその部分」に該当しない。(昭和48年8月2日消防予第121号「販売取扱所の上階への延焼を防止するための措置について」)

参照

- 「特定防火設備」及び「防火設備」－第1節「製造所－第7窓、出入口」
○ 「延焼のおそれのある壁又はその部分」－同節「販売取扱所－第13窓の構造」